ヘ　イ又はロの雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職した者のうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ト　当該事業主の雇用する労働者の離職状況並びにイ及びロの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

チ　過去に精神障害者雇用安定奨励金（この号及び次号に係るものに限る。）の支給を受けたことがある場合においては、イ及びロの雇入れの日が最後の支給決定日の翌日以後であること。

二　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　精神障害者である六十五歳未満の求職者を、公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ　精神障害者支援専門家を委嘱し、イの雇入れに係る者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主であること。

ハ　イの雇入れの日より前にロの委嘱（イの雇入れに係る者の雇用管理に関する業務を最初に行わせるものに限る。以下ハにおいて同じ。）の日がある場合にあつてはロの委嘱の日から起算して六箇月を経過した日までの間にイの雇入れを行い、ロの委嘱の日より前にイの雇入れの日がある場合にあつてはイの雇入れの日から起算して六箇月を経過した日までの間にロの委嘱を行う事業主であること。

ニ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみてイの雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ホ　基準期間（イの雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間をいう。ヘにおいて同じ。）に、イの雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ヘ　イの雇入れ又はロの委嘱に係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職した者のうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ト　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

チ　過去に精神障害者雇用安定奨励金（前号及びこの号に係るものに限る。）の支給を受けたことがある場合においては、イの雇入れ及びロの委嘱の日が最後の支給決定日の翌日以後であること。

三　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　精神障害者である六十五歳未満の求職者を、公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ　被保険者（高年齢継続被保険者、短期雇用特例被保険者及び日雇労働被保険者並びにイの雇入れの日において既に精神保健福祉士法（平成九年法律第百三十一号）第七条各号に掲げる者その他精神障害者の支援に関しこれらに準ずる者であるものを除き、当該事業主に被保険者として三年以上雇用されている者に限る。以下この号及び第十号において同じ。）に対し、精神保健福祉士法第七条第二号に規定する精神保健福祉士短期養成施設等における課程その他の精神障害者の支援に関する専門的知識及び技術を修得させるために適切であると認められるものを履修させる事業主であること。

ハ　被保険者がロの課程を修了した日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間において、イの雇入れを行う事業主であること。

ニ　ロの課程を修了した被保険者にイの雇入れに係る者の雇用管理に関する業務を担当させる事業主であること。

ホ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて当該雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ヘ　当該雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（トにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ト　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職した者のうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

チ　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及び当該雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

四　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　精神障害者である六十五歳未満の求職者を、公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。

ロ　イの雇入れに係る者の配置される職場において就労する者（ハにおいて「職場労働者」という。）に、精神障害者の支援に関する知識を修得させる講習（その総時間数が二時間以上であるものに限る。以下この項において「精神障害者支援講習」という。）を受講させる事業主であること。

ハ　職場労働者に精神障害者支援講習を受講させた日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間において、イの雇入れを行う事業主であること。

ニ　資本金、資金、人事、取引等の状況からみて当該雇入れに係る者を雇用していた事業主と密接な関係にある他の事業主以外の事業主であること。

ホ　当該雇入れの日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間（ヘにおいて「基準期間」という。）において、当該雇入れに係る事業所の労働者を解雇した事業主（天災その他やむを得ない理由のために事業の継続が不可能となつたこと又は労働者の責めに帰すべき理由により解雇した事業主を除く。）以外の事業主であること。

ヘ　当該雇入れに係る事業所に雇用されていた者であつて基準期間に離職した者のうち当該基準期間に特定受給資格者として受給資格の決定がなされたものの数等から判断して、適切な雇用管理を行つていると認められる事業主であること。

ト　当該事業主の雇用する労働者の離職状況及びイの雇入れに係る者に対する賃金の支払の状況を明らかにする書類を整備している事業主であること。

五　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　精神障害者である六十五歳未満の休職者（原則として六箇月以上休職しているものに限る。以下この項において同じ。）を、職場復帰（労働者が精神障害者となつた後当該労働者が精神障害者となつた時に雇用している事業主の事業所において就労することをいう。以下この項において同じ。）により継続的に就労させる事業主であること。

ロ　イの職場復帰に係る者の配置される職場において就労する者（ハにおいて「職場労働者」という。）に、精神障害者支援講習を受講させる事業主であること。

ハ　職場労働者に精神障害者支援講習を受講させた日の前日から起算して六箇月前の日から一年を経過した日までの間において、イの職場復帰による就労を行わせる事業主であること。

六　次のいずれにも該当する事業主であること。

イ　精神障害者である六十五歳未満の求職者を、公共職業安定所の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主であること。